

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて財政の健全化に関する指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民へ公表することが義務づけられております。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であり、地方公共団体の一般会計等、それ以外の特別会計、公営企業、及び所属する広域連合等を対象として算定されます。また、資金不足比率は、地方公共団体が経営する公営企業の経営状況を把握するための指標であり、事業（特別会計）ごとに算定されます。

本市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果は次のとおりとなりました。

### 健全化判断比率の算定結果

「健全化判断比率」は以下の4つの指標により構成されています。

	4年度 決算	3年度 決算	早期健全化基準 (この基準を超えると財政状況は黄色信号)	財政再生基準 (この基準を超えると財政状況は赤信号)
実質赤字比率 (一般会計等の赤字割合)	—	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率 (全ての会計を合算した赤字割合)	—	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (年間の借金返済費用の割合)	6.5%	6.9%	25%	35%
将来負担比率 (本市が将来負担する可能性のある負債の割合)	57.5%	60.2%	400%	

<注>表中の「—」は、赤字が生じていないことを表します。

## 資金不足比率の算定結果

「資金不足比率」は事業（特別会計）ごとに算定されます。

	4年度決算	3年度決算	経営健全化基準
下水道事業	—	—	
自動車運送事業	3.7%	5.6%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	20%
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

＜注＞表中の「—」は、資金不足が生じていないことを表します。

本市の健全化判断比率、及び公営企業に係る資金不足比率は、いずれも早期健全化基準等を下回っており、これらの指標は適正な水準にあります。

しかしながら、地方公共団体の財政状況は、これらの指標のみをもって計れるものではなく、経常収支比率<sup>1</sup>が98.7%（4年度決算）と高い水準にあることなどを踏まえると、本市の財政状況は依然として予断を許さない状況にあります。

今後も引き続き財政の健全化に向けた取組みを進めてまいります。

---

<sup>1</sup> 地方公共団体の経常的に収入される一般財源（市税や地方交付税などの、毎年度継続して収入されかつ使途が制限されていないもの）のうち、人件費・福祉関係費・公債費などの経常的経費（毎年度継続して支出される費用）に充てた分の割合のこと、地方公共団体の財政運営の弾力性を示すものとされています。（比率が高いほど、自由に使えるお金の割合が小さいことを表します。）